

平成26年（行ウ）第8号，平成27年（行ウ）第1号

原告 原告1－1ほか

被告 国ほか

準備書面(8)

2016年2月12日

福島地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人 井 戸 謙 一

ほか18名



本書面は、原告ら準備書面(5)の一部訂正と、被告国からの釈明（国賠請求部分）に対し回答するのである（便宜、被告福島県の義務や不履行についても言及している）。

記

第1 準備書面（5）の一部訂正

同書面の4p17行～5p7行を以下のとおり訂正する。

「エ ところで、災害対策基本法第11条に基づき中央防災会議が作成する防災基本計画（平成23年12月改訂前のもの、以下同じ、乙A第1号証）によると、指定行政機関である文科省は、原子力災害対策において、経産省又は国土交通省とともに「安全規制担当省庁」と位置づけられ（防災基本計画第10編第1章第1節第3段落）、放射能予測を迅速に行うSPEEDIネ

ットワークシステムを平常時から適切に整備、維持する（同編第1章第2節2(6)第1段落）とともに、特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生の通報を受けた場合、直ちにSPEEDIネットワークシステムを緊急時モードとして、放射能影響予測等を実施し、安全規制担当省庁、関係都道府県の端末に転送するとともに、関係省庁の迅速な応急対策の実施に資するため、予測結果を関係省庁に伝達する義務が課されていた（同編第2章第1節2(3)第10段落）。また、平常時から、文科省には、現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制を整備・維持することが（同編第1章第2節2(7)第2段落）、環境省には、緊急時における環境放射線モニタリングを行うため、適切な体制を整備・維持することが（同第9段落）求められ、特定事象発生後は、文科省には、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援することが（同編第2章第1節2(3)第6段落）、環境省には、環境放射線モニタリングを行い、取りまとめた結果を、現地事故対策連絡会議（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害合同対策協議会）に連絡することが求められていた（同第13段落）。また、指定行政機関には、原子力災害対策本部、現地対策本部、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況等、周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供することが求められていた（同編第2章第7節(1)第1段落）。」

第2 被告国に対する回答

1 放射線情報の隠ぺい（情報提供義務の不履行）に関する被告国と被告福島県の責任の根拠等

(1) 訴状（平成26年8月29日付け）の34P以下で述べているとおり、本件原発事故により大気中に放出された放射線情報の提供義務は、原子力災害（原災法2条1項）を被るおそれのある地域に居住する住民（実効

線量年 1 mSv を超える被ばくを受けるおそれのある地域に居住、在住する住民) に対する国としての義務である。

対象住民に対する情報提供は、原災法 16 条により内閣府に設置される原子力災害対策本部の総合調整のもと、指定行政機関の長が法令、防災計画等に基づいて行い（同法 26 条 2 項）、内閣総理大臣（原子力災害対策本部長）がこれを統括する義務を負っている。

- (2) 被告国には、自らの過失により発生させた福島第一原発に緊急事態宣言をした平成 23 年 3 月 11 日 19 時 03 分以降、同法 26 条 1 項の 1 号～3 号に基づき、実効線量年 1 mSv を超える放射線を被ばくするおそれのある地域に居住、在住する住民（原告らはすべてこの地域に居住していた）に対し、原子力災害により被る被害を可及的に回避するため、緊急事態応急対策措置として、福島第一原発から流出し周辺地域に拡散している放射性物質の情報を迅速、的確に知らせる義務があった。
- (3) 具体的な履行方法は、原告ら準備書面（5）の 3 頁以下に記載したとおり、防災基本計画や緊急時モニタリング指針、防災指針が定めるところにしたがうことである。したがって、文科省大臣や経産省大臣は所属職員を通じ地元自治体である被告福島県の緊急時のモニタリング活動を支援し、また、SPEEDI を活用して放射能影響予測計算等を行い、これにより得た情報を指定行政機関等に送付し、指定行政機関が被告福島県らと協力して周辺自治体や住民、報道関係者等に的確にその情報を公開（情報提供）し、もしくは公開させる義務があった。
- (4) しかし、文科省大臣らは、文科省職員が平成 23 年 3 月 12 日から被告福島県と協力して測定したモニタリングカーによる測定結果や独自に測定したモニタリング結果を、また、文科省や原子力安全・保安院が原発事故当日の 16 時 49 分から開始した SPEEDI による予測計算結果を直ちに公表しなかった。さらに、文科省大臣や原子力安全・保安院長は、3 月 18 日と 20 日、米国エネルギー省が同月 17 日から 19 日にかけて空中測定システムを利用して作成した放射線汚染地図（福島第一原発の北西方向に高線量の汚染が広がっていることを示したもの）を同省から提供されていたにもかかわらず、これをすみやかに対象住民が容

易に理解できる言語や方法では公表しなかった。

- (5) 被告福島県は、被告国が緊急事態宣言を発した平成23年3月11日19時03分以降、災害対策本部を設置し、原災法5条、26条、地域防災計画に基づき、原告らを含む県内住民等に対し、原発災害により発生する被害をできる限り回避するため、福島第一原発から流出し周辺地域に拡散している放射能物質の情報を、被告国とともに迅速、的確に知らせる義務があった（甲A34号証の44p以下）。
- (6) 原告ら準備書面（5）の4頁以下に記載したとおり、被告福島県の地域防災計画や緊急時モニタリング指針は、県において緊急時のモニタリング調査を実施し、異常事態による住民への影響をできる限り低くし、周辺地域の住民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供することを定めていた。
- (7) ところが、福島県知事は、平成23年3月12日から開始したモニタリングカーによる測定結果をただちに公表せず、同月13日までに県内8か所に新設したモニタリングポストから毎時20 μ Svを超える高線量の測定結果が得られたにもかかわらず、「健康に影響を与える数値ではない」などの放射線被害に関する科学的知見を無視したコメントを発表し、さらに、原子力安全技術センターからメール送信されていたSPEEDIの予測計算結果も公表しなかった。

2 安定ヨウ素剤の服用指示義務の不履行

- (1) 原子力緊急事態の対応措置として、原子力災害対策本部の総合調整のもと、指定行政機関の長らには、原子力安全委員会が定めた防災指針等を踏まえて、原子力災害を受ける可能性のある住民に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示すべき義務があった（同法26条1項7号）。

内閣総理大臣は、原子力災害から国民の生命、身体等を保護する義務（原災法4条）の一環として、「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」等に基づき、原子力の研究、開発及び利用に関する安全の確保について企画、審議及び決定する権限を有する原子力安全委員会を設置していた。同委員会は国会の同意を得た委員長及び4名の委員、幅広い専門分野

の有識者からなる審査委員と専門委員等で構成され、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全確保のための規制に関する政策等についても専門的・中立的な立場からこれを企画、審議、決定して指針類を整備し、原子力災害から国民の生命、身体等を保護する義務を遂行する責任を負っていた。

- (2) WHOは、チェルノブイリ原発事故後の知見を踏まえ、放射線曝露による甲状腺被害を防止するための安定ヨウ素剤の服用基準として、若年者については甲状腺等価線量10mGy（1Gyを1Svと換算すると1mSv）とすることを推奨し、欧米諸国においても、安定ヨウ素剤の服用基準をこれに準拠した数値に変更していた（例えば、ベルギーは0～19歳について10mSv、ドイツは0～12歳について50mSv、アメリカは0～18歳について50mSv、オーストリアは0～16歳について50mSv、フランスは乳児につき50mGy、イギリスは全年齢につき50mGy、）。

ところが、原子力安全委員会が平成22年8月に一部改訂した防災指針（甲A6）は、安定ヨウ素剤の服用基準を、「性別、年齢に関係なく全ての対象者（原則40歳未満）に対し、一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100mSv」に据え置き、WHO基準を考慮した指標の見直しを怠っていた。

- (3) 原子力安全委員会は、本件事故発生後の平成23年3月13日以降、原子力災害対策本部に、原子力災害を受けるおそれのある地域住民に対する安定ヨウ素剤の服用指示を提案していたが、これが十分に伝わらず、その提案内容が被告福島県の災害対策本部にも伝わらなかった。

福島第一原発は、3月15日の午前零時までの時点において、1号機、3号機建屋で水素爆発等が発生し、2号機も危機的状況にあったから、少なくとも、この時点では、福島県内住民には放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量の値が100mSvの指標を超えている可能性が高く、原子力災害対策本部は指定行政機関の長を通じて、被告福島県の対策本部に福島県内在住者に安定ヨウ素剤服用を指示すべき義務があったが、これを怠った。

その結果、独自の判断で安定ヨウ素剤の服用を指示した双葉町、大熊町、

富岡町、三春町以外の県内在住者は、安定ヨウ素剤を服用する機会を失った。

(4) 被告福島県は、本件事故における指定行政機関として、県内住民の原子力災害の被害を回避するため緊急事態対応措置を講ずる義務があり（原災法26条2項）、県防災計画では、原子力災害対策特別本部等または知事独自の判断で、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとしていた。なお、服用指示の指標については、性別、年齢に関係なく全ての対象者に対し、一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100mSvとし、WHO基準による改定を怠っていた（甲34号証の66p以下）。

(5) 福島第一原発は、3月15日の午前零時までの時点において、1号機、3号機建屋で水素爆発等が発生し、2号機も危機的状況にあったから、少なくとも、この時点では、福島県内住民には放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量の値が100mSvの指標を超える可能性が高く、被告福島県は、地元自治体として十分にこの危険性を認識できたにもかかわらず、漫然と、国からの服用指示を待つだけで、県としての独自の判断を怠ったため、双葉町、大熊町、富岡町、三春町以外の県内在住者に対し、安定ヨウ素剤を服用する機会を失なわせた。なお、3月15日午前6時頃の福島第一原発2号機原子炉の破損、4号機建屋の爆発により、その頃から1万 bq/m³大量のヨウ素131が福島県内に放出されたことが解析されている。

3 4月9日通達による年20mSvまでの被ばく強要

(1) 被告国と被告福島県の「安全な地域で教育を実施すべき義務」の内容とその根拠法条は、横田意見書（甲D18号証）の1～4pに記載のとおりである。憲法26条、学校教育法16条、17条に対応した学校教育法5条3項の規定は、国と地方公共団体に対し、子どもに対する義務教育実施の保障責任を定めたものであるが、子どもの側に義務教育を拒否する選択肢がない以上、子どもに対する義務教育の機会の保障には、安全な環境（原発災害により流出した放射能の被ばくにより健康被害を受けるおそ

れない環境)での義務教育を保障するということが当然に含まれている。

(2) 4月9日通達の被ばく基準は、原子炉設置者に対し一般公衆に年1mSv以上の被ばくをさせないことを求めている法令基準はもとより、放射線業務を行う事業者に対し必要な者以外の立入を禁止する放射線管理区域の基準をも超える高線量での義務教育を強要するものであり、学校教育法5条3項に違反するものである。

(3) 文科省大臣は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条1号、5号により、被告福島県を通じて、子どもたちに高線量の被ばくを強要する結果となる義務教育の再開を許容し、被告福島県は同法48条に基づき各基礎自治体に同通達を発して、被告国と同様に、子どもたちに高線量の被ばくを強要する結果となる義務教育の再開を許容した。

4 集団避難させることを怠ったことの違法

(1) 上記のとおり、被告国は、原災法4条の責務に基づいて「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」等を制定し、原子力の研究、開発及び利用に関する安全の確保について企画、審議及び決定する権限を有する原子力安全委員会を設置していた。

(2) 本件原発事故当時、原子力安全委員会が定めた災害指針では、年齢や性別を問わず、原発事故による外部被ばくによる実効線量が50mSvを超えると、コンクリート建屋への屋内退避か避難という指標が定められていたが、この指標は、若齢者は放射線被害を受けやすいという科学的知見を無視し、チェルノブイリ原発事故後の1991年に施行されたチェルノブイリ法が定める避難基準（平成26年8月29日付訴状の26p以下）とも大きく乖離するもので、原発災害から中学生以下の若齢者の健康を守る基準としては、妥当性を欠くもので、少なくとも、追加実効線量が年1mSv以上となる恐れのある事態の発生が予測された時点で、中学生以下の若齢者を安全な地域（少なくとも、追加実効線量が1mSv未満の地域）に避難させ、被ばく被害をできる限り回避すべきであった。

(3) 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発した場合において、原子力災害により周辺住民に健康被害が発生するおそれがあるときは、原災法2

6条1項1号により、関係市町村に住民避難の指示または勧告を行う義務があった。

- (4) 福島県は、原子力緊急事態宣言が発せられた場合において、原子力災害により県内住民等に健康被害が発生する恐れがあるときは、原災法26条2項におり緊急事態対応策を実施すべき義務があり、地域防災計画は、関係市町村に対し、内閣総理大臣の指示、または独自の判断により、避難の指示等を実施することとされていた（甲34号証の54p以下）。
- (5) ところが、内閣総理大臣と福島県知事は、県内住民に安定ヨウ素剤の服用を指示すべきであった平成23年3月15日午前零時の時点までには、少なくとも、福島第一原発の半径80キロメートル圏内は追加時実効線量が年1mSvを明らかに超える恐れがあったにもかかわらず、安全な地域への避難指示を出すことを怠った。原告らは、当時、福島第一原発の半径80キロメートル圏内に居住もしくは在住していた。

5 原告らの損害

原告らは、被告国や被告福島県の上記義務不履行（放射性物質拡散状況等の情報不提供、安定ヨウ素剤服用機会の喪失、年20mSv基準による義務教育活動の再開、適切な避難機会の喪失）により、大気中に流出し、拡散した各種放射性物質からの被ばくを最小限度に止める機会を失い、有害無益な被ばくを蒙ったことにより、今後、放射線被ばくを原因とする健康被害発生の不安を抱きつつ生活することを余儀なくされるという重大な精神的被害、ないしは、無用な被ばくを受けたのではないかとの不安にさらされての生活を継続する精神的損害、さらには、わが子に、十分な保護責任を果たさないまま取り返しのつかない無用な被ばくを蒙らせたのではないのかという慙愧と後悔とに苛まれての生活を継続する精神的損害を被っている。

以上